

○新宿区住居表示審議会条例

昭和39年3月31日

条例第10号

(地方自治法138の4Ⅲ)

改正 昭和42年3月22日条例第2号

昭和45年3月31日条例第7号

昭和47年6月30日条例第26号

昭和48年12月26日条例第28号

昭和51年3月31日条例第7号

昭和52年3月31日条例第6号

昭和55年3月31日条例第6号

(設置)

第1条 住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)に基づき、新宿区における住居表示を円滑に実施するについて必要な事項の調査審議を行うため、新宿区住居表示審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(昭55条例6・一部改正)

(所掌事項)

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、新宿区における町名及び町区域の合理的設定その他住居表示に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員(基本委員)をもつて組織する。

2 委員(基本委員)は、学識経験を有する者及び関係行政機関等の職員のうちから、区長が委嘱又は任命する。

3 第1項の委員(基本委員)のほか、住居表示を実施しようとする特定の区域に関する事項を調査審議するため、当該特定区域ごとに、その区域の住民のうちから、区長が委嘱する15人以内の委員(地元委員)を置くことができる。

4 委員(地元委員)は、当該特定区域に関する事項についてのみ調査審議する。

(昭45条例7・全改、昭55条例6・一部改正)

(任期)

第4条 委員(基本委員)の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員(地元委員)の任期は、当該特定区域に関する事項の調査審議が終了するまでの期間とする。
- 3 区長は、任期満了前でも、必要に応じて、委員(基本委員及び地元委員を含む。以下同じ。)を解任することができる。

(昭45条例7・全改、昭55条例6・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1名を置き、会長及び副会長は、委員が互選する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、区長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を求めることができる。

(審議会の庶務)

第7条 審議会の庶務は、幹事及び書記が処理し、区長が区職員のうちから任命する。

- 2 幹事及び書記は、会長の命を受けて会務に従事する。
- 3 幹事及び書記は、審議会の会議に出席して意見を述べるができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、区長が定める。

(昭55条例6・旧第9条繰上)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和42年3月22日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和45年3月31日条例第7号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則(昭和47年6月30日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年12月26日条例第28号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。

2 この条例による改正前の新宿区住居表示審議会条例の規定に基づいて、昭和48年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に、昭和48年12月1日以後勤務した分として支払われた報酬は、この条例による改正後の新宿区住居表示審議会条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(昭和51年3月31日条例第7号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月31日条例第6号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月31日条例第6号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。